

高松市青少年健全育成マスコットキャラクター「育実ちゃん」着ぐるみ及びイラストの  
使用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、高松市青少年健全育成マスコットキャラクター「育実ちゃん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)及びイラスト(以下「イラスト」という。)に関し必要な事項を定め、着ぐるみ及びイラストの有効的な利用を図ることを目的とする。

(着ぐるみ及びイラスト等の管理)

第2条 着ぐるみ及びイラストは、高松市少年育成センターが管理する。

(使用料)

第3条 着ぐるみ又はイラストを使用する際の料金は無償とする。

(使用申請者)

第4条 着ぐるみ及びイラストを使用申請できる者は、以下のとおりとする。

(1)高松市内の幼稚園(こども園)、小学校、中学校、高等学校など教育機関

(2)高松市青少年健全育成市民会議、高松市少年育成委員連絡協議会の構成団体及び青少年の健全育成に資する団体

(3)高松市少年育成センター所長(以下「所長」という。)が、青少年の健全育成の趣旨に照らし、適当であると認めた団体

(使用期間)

第5条 着ぐるみの貸出期間は、10日以内とする。ただし、所長が認める場合を除く。

2 イラストの使用期間は、無期限とする。

(使用申請)

第6条 着ぐるみ又はイラストを使用しようとする者は、使用申請書(様式第1号)を所長に提出しなければならない。

(使用承認)

第7条 所長は、前条の使用申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、使用の承認又は不承認を決定し、使用承認通知書(様式第2号)又は使用不承認通知書(様式第3号)により、当該申請者に対し、通知するものとする。

2 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認はしない。

(1) 着ぐるみを損傷するおそれがあると認められるとき。

- (2) 着ぐるみの長期間にわたる継続使用により、他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (3) イラストの改変、切除等の翻案を伴う使用を行うとき。
- (4) 着ぐるみ又はイラストを、商品、景品、商品等のパッケージ、広告、サービス等、収益を上げることを目的として作成し、若しくは提供される物品又はサービスに使用するとき。
- (5) その他着ぐるみ又はイラストの管理上支障があると認められるとき。

3 所長は、着ぐるみ又はイラストの管理上必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付することができる。

(イラストの使用に係る物品の提出)

第7条の2 前条第1項の規定に基づきイラストの使用に係る承認を受けた者は、イラストを使用した場合、遅滞なく、当該使用に係る物品(名刺、チラシ等)の写しを、高松市少年育成センターに提出するものとする。ただし、提出に係る物品の数量、質量等に照らして提出が困難である場合には、高松市少年育成センターの指示に従い、その一部を提出すれば足りるものとする。

(使用承認の取消し等)

第8条 所長は、前条第1項の規定により使用の承認の通知を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用の停止を請求することができる。この場合において、使用者が損害を受けても、所長は賠償の責めを負わない。

- (1) 虚偽その他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (2) 使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 使用目的又は用途を変更したとき。
- (4) 第7条第2項各号に定める不承認事項又は同条項第3項により付した条件に違反したとき。
- (5) 汚損その他の理由により、着ぐるみ又はイラストの使用ができなくなったとき。

(着ぐるみの返却等)

第9条 使用者は、使用を終了したときは、着ぐるみを返却しなければならない。第8条の規定による使用の承認の取消し又は使用の停止を受けたときも、同様とする。

2 使用者は前項により返却する着ぐるみに、その使用に伴い生じた汚損又は破損が

ある場合、その修繕に係る費用を負担しなければならない。

(責任の制限)

第10条 使用者が、着ぐるみ又はイラストの使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、高松市少年育成センターは責任の一切を負わないものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、所長が定める。

附 則

この要領は、平成28年11月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月9日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）高松市少年育成センター所長

申請者 申請団体名

団体代表者住所

団体代表者氏名



高松市青少年健全育成マスコットキャラクター「育実ちゃん」

着ぐるみ ・ イラスト使用申請書

次のとおり着ぐるみ・イラストを使用したいので、使用に関する要領第6条の規定により申請します。

行事名又は 使用目的				
行事の内容				
使用日時	年 月 日 から 年 月 日 まで 使用日数（ 日間）			
使用場所 及び設備	使用場所 施設名等 施設等住所			
使用責任者	住所			
	氏名		電話	
備考				

様式第2号（第7条関係）

令和 年 月 日

様

高松市少年育成センター所長 印

高松市青少年健全育成マスコットキャラクター「育実ちゃん」  
着ぐるみ ・ イラスト使用承認通知書

年 月 日付で申請のありました青少年健全育成マスコットキャラクター育実ちゃん着ぐるみ・イラストの使用について、次のとおり使用の承認をしたので、青少年健全育成マスコットキャラクター育実ちゃん着ぐるみ及びイラスト等の使用に関する要領第7条の規定により通知します。

行事名又は 使用目的	
行事の内容	
使用日時	年 月 日 から 年 月 日 まで 使用日数（ 日間）
使用場所 及び設備	使用場所 施設名等 施設等住所
遵守事項	裏面のとおり

以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- ・使用承認書で通知した目的以外の使用は禁止する。
- ・承認を受けた使用权は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- ・承認した内容に変更がある場合は、改めて使用申請書を提出し、承認を受けると。
- ・イラストを使用する場合は、「高松市青少年健全育成キャラクター育実ちゃん」と表記を付すること。
- ・イラストの色や縦横の比率の変更等のデザインの改変はしないこと。
- ・雨天や雪の日の屋外での着ぐるみの使用は、控えること。
- ・着ぐるみ使用後は、陰干し乾燥させること。
- ・少年育成センターから送付されたイラストデータは使用目的を終了した後、すみやかに削除し、第3者にデータを提供する場合は、その旨を少年育成センターに報告の上、データを提供した者にデータの削除をさせること。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

高松市少年育成センター所長 印

高松市青少年健全育成マスコットキャラクター「育実ちゃん」

着ぐるみ ・ イラスト使用不承認通知書

年 月 日付で申請のありました青少年健全育成マスコットキャラクター育実ちゃん着ぐるみ・イラストの使用については、下記の理由により応じられませんので、不承認とします。

行事名又は 使用目的	
理由	